

那珂川市教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	那珂川市教育委員会
任命権者	那珂川市教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
障害者雇用に関する課題	那珂川市教育委員会は、主に那珂川市から出向した職員が任用されているが、令和元年6月1日現在、法定雇用率を満たしていないため、市長部局と一体となって計画期間の法定雇用率の達成を目指すとともに、今後任用する障害者である職員の活躍のために体制整備や各種の取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	教育委員会職員は、会計年度任用職員、任期付任用職員(幼稚園教諭)を除いて主に市長部局からの出向職員で構成されているため、市長部局と連携しながら、法定雇用率を満たすことを目標とする。 (評価方法)毎年の任免状況通報による把握・進捗管理
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法)毎年の任免状況通報時、人事記録等を基に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する整備体制	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として、教育総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口として、障害者職業生活相談員を選任する。 ○組織内のサポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者等について、厚生労働省や福岡労働局が開催する講習やセミナーを積極的に受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、適宜面談などを活用した職務の選定及び創出について検討を行う。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な面談などにより必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者である職員の要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
(2)募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の募集・採用においては、その条件が特に必要なものと認められる場合を除いて、特定の障害種別に限定することなく、障害のある人に広く門戸を開き、能力・適正のみを採用基準とした公正な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務やフレックスタイム制の導入・促進に努めるとともに、時差出勤・早出遅出制度の柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練への受講を促進する。
(5)その他人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方・キャリア形成等の取組を進める。
その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。